

各私立小・中・高等学校設置者 様

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課長

「私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準」の一部改正
に係る留意すべき事項等について（通知）

このことについて、令和 6 年 5 月 1 日付け総教私第 156 号により通知したところですが、今回の改正の趣旨及び留意すべき事項を下記のとおり通知します。

記

1 改正の趣旨

- (1) 文部科学省が「通信制課程における私立高等学校の認可基準（標準例）」を策定したことから、本県の審査基準の見直しを実施したこと。
- (2) あわせて、広域の課程に関する条項の削除、校地に係る基準を小中高等学校設置審査基準と文言統一する等必要な見直しを実施したこと。

2 留意すべき事項

(1) 教職員組織（第 7 条第 5 項関係）

実施校には、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこととしたが、「相当数」については、改正前の基準同様の下表のとおりとすること。

収容定員	人 数
240 人以下	3
241 人以上 5,000 人以下	$(\text{収容定員} - 240) \div 400 + 3$
5,001 人以上	15 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

1 未満の端数が生じたときは、1 に切り上げる。

(2) 資産等の保有（第 12 条関係）

校地について、「特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合」とは、改正前の基準同様に「校地に 20 年以上の賃借権を取得し、これを登記する等、将来にわたり安定的に使用できる」ことも含まれるものであること。

担 当 指導班
電話番号 054-221-2937